

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

指定都市「平成２８年度 国の施策及び予算に関する提案」 について

資料 １ 指定都市「国の施策及び予算に関する提案（通称「白本」）」
について

資料 ２ 指定都市「平成２８年度 国の施策及び予算に関する提案」

平成２７年７月３０日

総合企画局・財政局

指定都市「国の施策及び予算に関する提案（通称「白本」）」について

1 趣旨

この提案は、大都市特有の行政課題に対応するために必要な制度や政策の創設・改善等を、指定都市市長会及び議長会連名で国や政党に対して、提案・要請しているもので、各省庁の概算要求の時期に要請活動を行っている。

2 平成28年度「国の施策及び予算に関する提案」の概要

（1）提案の目的

指定都市では、近年の社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上など様々な財政需要が増加しているが、これらの財政需要に対して税制上十分な措置がなされていないことに加え、地方法人税の影響により、都市税源は更に不十分な状況となっているなど、財政運営は極めて厳しい状況に置かれている。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中核都市として、先駆的かつ先導的な役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策を始めとする様々な緊急かつ重要な施策を、積極的に推進していく必要がある。

そこで、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成28年度の国の予算編成に当たり適切な措置を講ずるよう、国等へ要請するものである。

（2）提案の作成経過

- 平成27年4月 原局局長会議、財政担当局長会議等で提案項目を選定
- 平成27年6月 窓口・財政担当局長会議にて提案（案）が決定
- 平成27年7月 市長決裁及び議長御了承の手続きが終了し、提案が確定

(3) 提案項目

(ア) 税財政・大都市制度関係（5項目）

- ① 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正
- ② 大都市税源の拡充強化
- ③ 国庫補助負担金の改革
- ④ 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- ⑤ 多様な大都市制度の早期実現

(イ) 個別行政分野関係（10項目）

- ⑥ 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施
- ⑦ 医療保険制度の抜本的改革
- ⑧ 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置
- ⑨ インフラ施設の長寿命化対策
- ⑩ 生活保護制度の更なる適正化
- ⑪ 介護保険制度の円滑な実施
- ⑫ 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進
- ⑬ 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施
- ⑭ 訪日旅行やM I C E誘致推進のための受入環境整備の推進
- ⑮ 予防接種制度の充実と財源措置

3 要請活動について

各指定都市が分担して、関係府省、政党に対して、市長、議長が共同で要請活動を実施する。

本市については、要請担当市となっていない。

平 成 28 年 度
国の施策及び予算に関する提案

平成 27 年 7 月

指 定 都 市

目 次

・ 提案事項	1
＜税財政・大都市制度関係＞	1
＜個別行政分野関係＞	2
・ 提案事項詳細説明	4
＜税財政・大都市制度関係＞	
1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
2 大都市税源の拡充強化	6
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
3 国庫補助負担金の改革	7
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止	8
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
5 多様な大都市制度の早期実現	9
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省】	
＜個別行政分野関係＞	
6 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施	10
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
7 医療保険制度の抜本的改革	11
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
8 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置	12
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・文部科学省】	
9 インフラ施設の長寿命化対策	13
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省・国土交通省】	
10 生活保護制度の更なる適正化	14
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
11 介護保険制度の円滑な実施	15
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
12 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進	16
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
13 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施	17
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	
14 訪日旅行やM I C E誘致推進のための受入環境整備の推進	18
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・国土交通省】	
15 予防接種制度の充実と財源措置	19
【総務省・内閣府・内閣官房・財務省・厚生労働省】	

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し税制上十分な措置がなされていないことなどに加えて、地方法人税の影響により、都市税源は更に不十分な状況となっています。また、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、過去の経済対策に呼応し社会資本整備などに充ててきた借入金の償還が大きな負担となっており、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域における中枢都市として、日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生と地方創生に寄与するため、今後とも先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、また、少子・高齢化対策、都市の活性化、社会資本の長寿命化等の緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があります。そこで、指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、平成28年度国家予算編成に当たり以下のとおり提案します。

政府並びに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成27年7月

指定都市市長会

札幌市長	秋元克広
仙台市長	奥山恵美子
さいたま市長	清水勇人
千葉市長	熊谷俊人
川崎市長	福田紀彦
横浜市長	林文子
相模原市長	加山俊夫
新潟市長	篠田昭
静岡市長	田辺信宏
浜松市長	鈴木康友
名古屋市市長	河村たかし
京都市市長	門川大作
大阪市長	橋下徹
堺市長	竹山修身
神戸市長	久元喜造
岡山市市長	大森雅夫
広島市長	松井一実
北九州市市長	北橋健治
福岡市長	高島宗一郎
熊本市市長	大西一史

指定都市議会議長会

札幌市議会議長	鈴木健雄
仙台市議会議長	西澤啓文
さいたま市議会議長	桶本大輔
千葉市議会議長	向後保雄
川崎市議会議長	石田康博
横浜市議会議長	梶村充
相模原市議会議長	阿部善博
新潟市議会議長	高橋三義
静岡市議会議長	繁田和三
浜松市議会議長	鈴木育男
名古屋市議会議長	藤沢ただまさ
京都市議会議長	津田大三
大阪市議会議長	東貴之
堺市議会議長	水ノ上成彰
神戸市議会議長	守屋隆司
岡山市議会議長	宮武博
広島市議会議長	永田雅紀
北九州市議会議長	戸町武弘
福岡市議会議長	おばた久弥
熊本市議会議長	満永寿博

[提案事項＜税財政・大都市制度関係＞]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、真の分権型社会の実現のため、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

2 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

3 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の更なる引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

〔提案事項＜個別行政分野関係＞〕

6 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

子ども・子育て支援新制度については、国において十分な制度の周知・情報提供に努めるとともに、制度施行後の諸課題に対して実施主体である地方公共団体の意見を踏まえ、改善を図ること。

制度の趣旨である量的拡充と質の改善を実現するため、国として恒久的な安定財源の確保に取り組むこと。あわせて、地方公共団体の新規事務に係る経費として必要な財政措置を講ずること。

認定こども園の設置及び既存施設から認定こども園への移行を促進するための十分な財政措置を講ずること。

待機児童の解消を進めるため、新たに設立された交付金の補助対象を拡大すること。

教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付費の「地方単独費用分」は経過措置であるため、早期に本則に基づく財政構造となるよう必要な財政措置を講ずること。

7 医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

なお、一本化が実現するまでの間は、国庫負担率の引上げなど国民健康保険制度の構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずること。

また、今般の医療保険制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計を行うこと。

8 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること。

9 インフラ施設の長寿命化対策

国民の安全・安心の確保には、インフラ施設の適切な維持管理・更新等が必要不可欠である。今後、指定都市が所管するインフラ施設の多くが建設後50年以上を経過することとなるため、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等に必要となる財源を十分に確保するとともに、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に努めること。

10 生活保護制度の更なる適正化

生活保護制度の更なる適正化を推進するため、改正生活保護法では盛り込まれなかった生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分聴きながら国の責任において講ずること。

また、地方が実施する適正化に向けた取組にかかる経費は、全額国において措置すること。

11 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度の改正などを行うこと。

介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、全ての地方公共団体が円滑に移行できるよう柔軟な支援を行うとともに、総合事業の創設に伴い見直しがされた包括的支援事業や任意事業も含め地域の実情に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が過重なものとなっていることから、更なる軽減措置を実施すること。

さらに、介護従事者の人材確保に結びつくよう引き続き必要な対策を講ずること。

12 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進

持続的な地域の発展のため、正規雇用や長期的な雇用につながる雇用施策を実施するための安定的な財源としての制度を確立し、所要額を確保すること。

なお、制度の検討に当たっては、指定都市との協議の場を設け、意見を十分反映するとともに、制度開始前には地方公共団体の準備期間を確保すること。

13 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施

生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や各種任意事業、ホームレス自立支援施策及び簡易宿泊所密集地域に対する施策について、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう十分な財政措置を講ずること。

14 訪日旅行やM I C E誘致推進のための受入環境整備の推進

訪日旅行やM I C Eの誘致による経済効果の拡大を図るため、指定都市が有する地域特性に即した訪日外国人受入の環境整備や、M I C E誘致における外国競合都市より優位性を高める施策に対して必要な支援策を講ずること。

15 予防接種制度の充実と財源措置

おたふくかぜ及びB型肝炎の2ワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化し、その際には、ワクチンの十分な供給を確保するなど円滑な導入に向けて万全を期すこと。

あわせて、定期接種については、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とすること。

また、多種の混合ワクチンの導入や開発等により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担軽減を図ること。

[提案事項詳細説明]

<税財政・大都市制度関係>

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすること。

さらに、真の分権型社会の実現のため、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すること。

現状における国・地方間の「税の配分」は6：4であり、一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

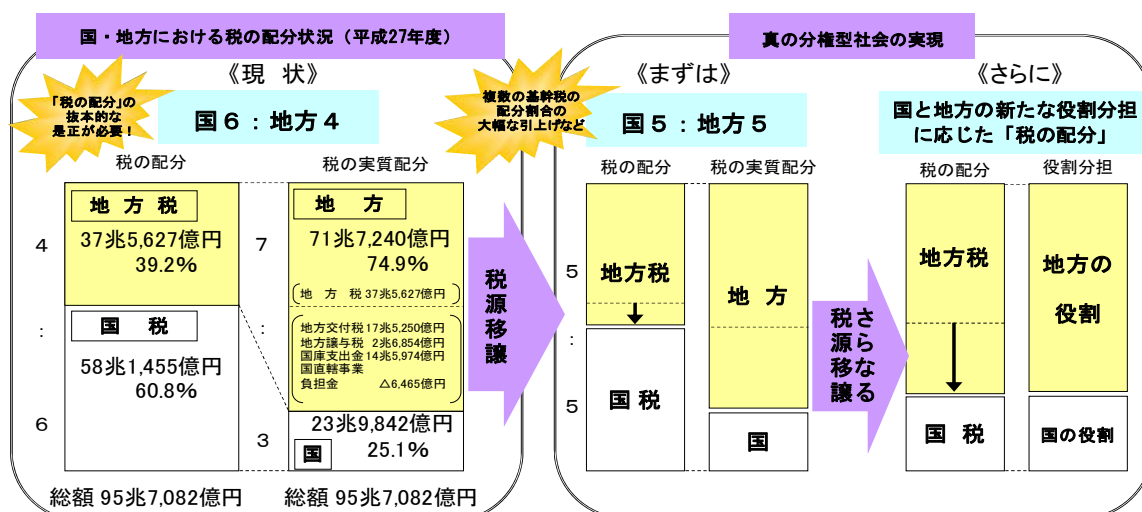
したがって、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とすべきである。

さらに、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方間で再配分する地方法人税は、単なる地方間の税収の再配分となる制度であり、受益と負担の係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反しているため、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元すべきである。

なお、法人実効税率を更に引き下げる場合には、法人住民税が減収とならない制度設計を行うべきである。

国・地方間の税源配分の是正



注 地方法人税の影響により、平成28年度には、市町村と国との税の配分格差が更に拡大する。

2 大都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

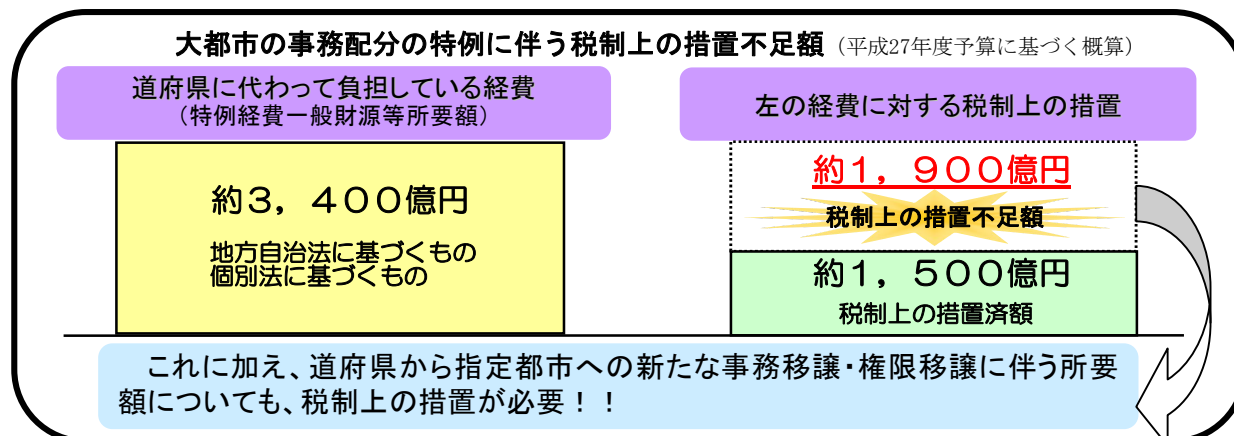
指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えていることに加え、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限等に関わりなく画一的であるため、必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、道府県から移譲された事務について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

このような状況を踏まえ、指定都市が大都市特有の財政需要や道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく中で、新たに国・道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源について、指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

また、大都市特例事務のうち国・道府県道の管理分については、自動車取得税交付金を上乗せする特例措置が設けられているが、消費税率10%への引上げ時に自動車取得税が廃止された場合、特例措置も無くなり、税制上の措置不足額が拡大するため、代替措置を講ずる必要がある。



個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の拡充強化を図ること！！

3 国庫補助負担金の改革

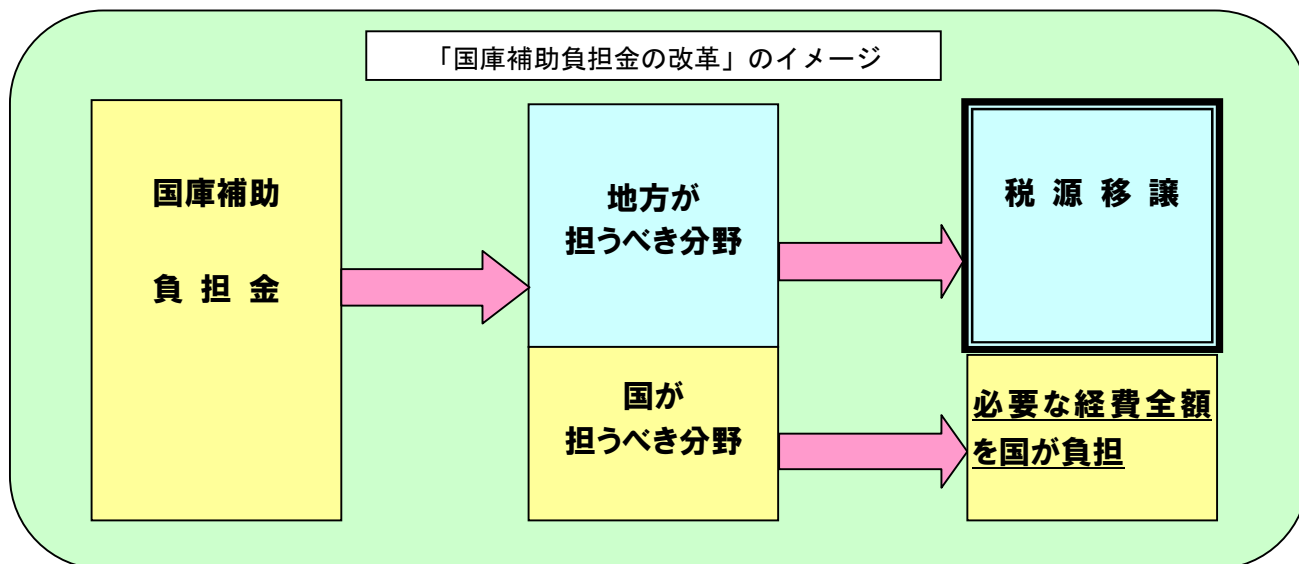
国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

また、税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供するためには、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

また、税源移譲されるまでの間、三位一体の改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは地方の自由度の拡大につながらないことから決して行うべきでなく、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続の簡素化等、地方にとって、より自由度が高く活用しやすい制度となるよう見直しを進めるべきである。

なお、地方版総合戦略の推進に対し、平成28年度からの本格実施が検討されている新型交付金については、圏域における中枢的な役割を担う指定都市が積極的に地方創生に取り組めるよう、必要額を確保し、地域の実情に応じ効果的に活用できる制度とすべきである。



4 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の更なる引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、国から恩恵的に与えられているもの、あるいは、補助金や交付金のような政策誘導手段ではなく、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための財源保障機能と税源偏在の調整機能をもった地方固有の財源である。

このため、地方交付税については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革等に伴う新たな地方負担を含めて地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。加えて、法人実効税率引下げによる地方交付税原資の減収分については、国の責任において、地方交付税の法定率を引き上げることで対応すべきである。

また、臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額抑制や市債残高削減の取組の支障となっている。平成27年度において、地方交付税の法定率が見直されたものの、依然として財源不足は解消されていない。そのため、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の更なる引上げによって対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すべきである。

さらに、地方交付税の算定に当たっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させた客観的・合理的な基準によって配分すべきものであり、大都市に限定した削減は決して行うべきではない。あわせて、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示し、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税等の削減状況

			平成15年度決定額	平成26年度決定額	削減額	削減率	臨時財政対策債の配分状況 (平成26年度決定額)
地方交付税 (人口一人当たり)	全国総額	市町村分	18兆 693億円	16兆9, 170億円	△1兆1, 523億円	△6. 4%	
			8兆 908億円 (6. 3万円)	8兆3, 123億円 (6. 5万円)	2, 215億円	+2. 7%	
	指定都市総額	9, 433億円 (3. 5万円)	5, 920億円 (2. 2万円)	△3, 513億円	△37. 2%		
地方交付税＋臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人当たり)	全国総額	市町村分	23兆9, 389億円	22兆5, 122億円	△1兆4, 267億円	△6. 0%	
			11兆 256億円 (8. 6万円)	10兆4, 974億円 (8. 2万円)	△5, 282億円	△4. 8%	
	指定都市総額	1兆5, 038億円 (5. 6万円)	1兆2, 442億円 (4. 6万円)	△2, 596億円	△17. 3%		
基準財政需要額 (人口一人当たり)	全国総額	市町村分	47兆 877億円	49兆3, 535億円	2兆2, 658億円	+4. 8%	
			25兆 41億円 (19. 5万円)	25兆3, 687億円 (19. 8万円)	3, 645億円	+1. 5%	
	指定都市総額	5兆1, 956億円 (19. 1万円)	5兆1, 349億円 (18. 9万円)	△607億円	△1. 2%		

■全国総額
臨時財政対策債(24.9%)
5兆5, 952億円
地方交付税 (75.1%)
16兆9, 170億円

■指定都市総額
臨時財政対策債(52.4%)
6, 523億円
地方交付税 (47.6%)
5, 920億円

注1 指定都市総額には、平成16年度以降に指定都市となった相模原市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市・岡山市・熊本市も含む。

2 地方交付税(全国総額・指定都市総額)のうち、平成26年度決定額には東日本大震災関係分(推計)及び震災復興に係る特別交付税を除く。

5 多様な大都市制度の早期実現

基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

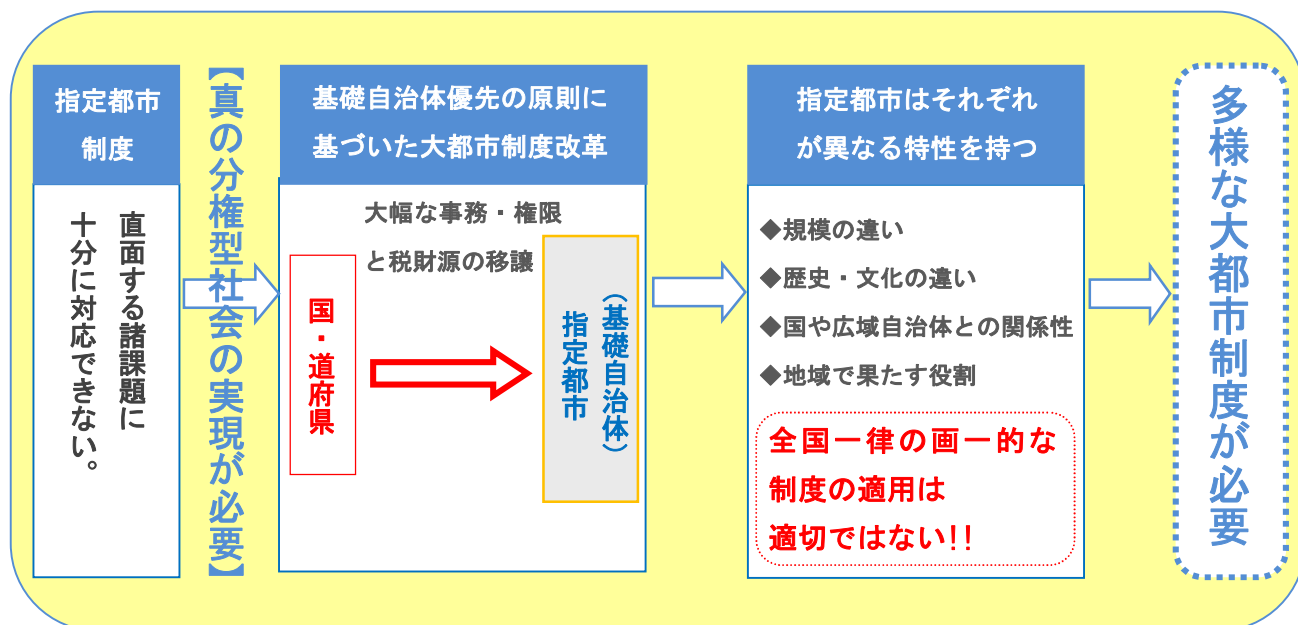
現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたにもかかわらず、制度創設から既に半世紀以上が経過しており、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済の成熟化やグローバル化、社会資本の老朽化への対応など、今日の指定都市が直面する諸課題に十分に対応できる制度とはなっていない。

大都市制度に関する議論の根幹は、このような諸課題を解決し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

また、道州制の議論に当たっては、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

については、道州制も視野に入れつつ、第30次地方制度調査会答申も踏まえて道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めるとともに、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図るべきである。



＜個別行政分野関係＞

6 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

子ども・子育て支援新制度については、国において十分な制度の周知・情報提供に努めるとともに、制度施行後の諸課題に対して実施主体である地方公共団体の意見を踏まえ、改善を図ること。

制度の趣旨である量的拡充と質の改善を実現するため、国として恒久的な安定財源の確保に取り組むこと。あわせて、地方公共団体の新規事務に係る経費として必要な財政措置を講ずること。

認定こども園の設置及び既存施設から認定こども園への移行を促進するための十分な財政措置を講ずること。

待機児童の解消を進めるため、新たに設立された交付金の補助対象を拡大すること。

教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付費の「地方単独費用分」は経過措置であるため、早期に本則に基づく財政構造となるよう必要な財政措置を講ずること。

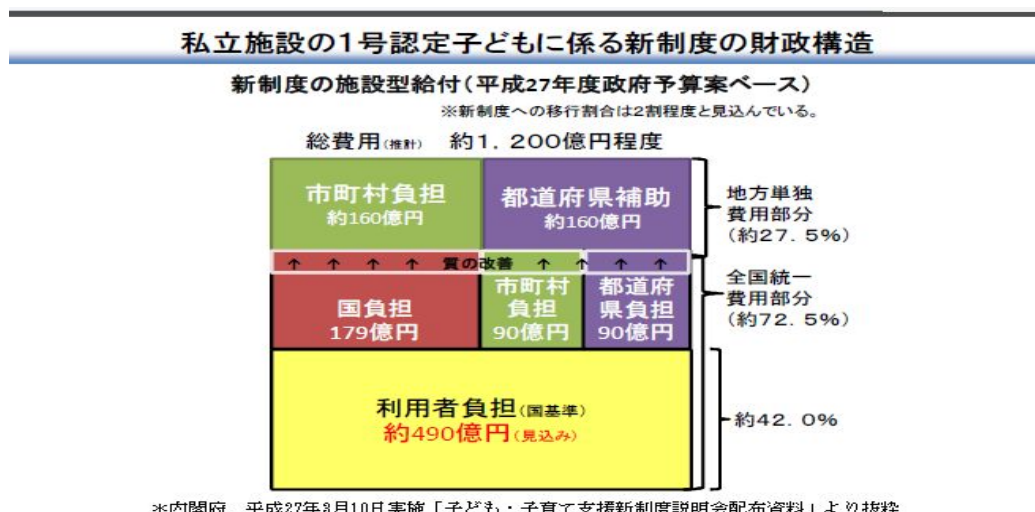
平成27年4月より実施されている子ども・子育て支援新制度については、新制度が浸透するまでの間、事業者や子育て家庭に混乱を生じさせないように、国において周知・啓発に努めるとともに、制度施行後の諸課題に対して実施主体である地方公共団体の意見を踏まえ、制度の改善を図るべきである。

制度の趣旨である量的拡充と質の改善を実現するために必要とされる1兆円超の財源について、引き続き国として確保に取り組むべきである。また、制度実施に伴い地方公共団体が実施する新規事務（支給認定、認可・確認事務等）に要する経費について、財政措置を講ずるべきである。

認定こども園の設置及び既存施設から認定こども園への移行については移行を促進するための十分な財政措置を講ずるべきである。

また、待機児童の解消のための対策を推進するため、新たに設立された交付金の補助対象を拡大すべきである。

さらに、子ども・子育て支援法附則第9条に基づく教育標準時間認定に係る施設型給付費について、早期に同法本則に基づく財政構造となるよう必要な財政措置を講ずるべきである。



7 医療保険制度の抜本的改革

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するため、国の責任において医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すること。

なお、一本化が実現するまでの間は、国庫負担率の引上げなど国民健康保険制度の構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずること。

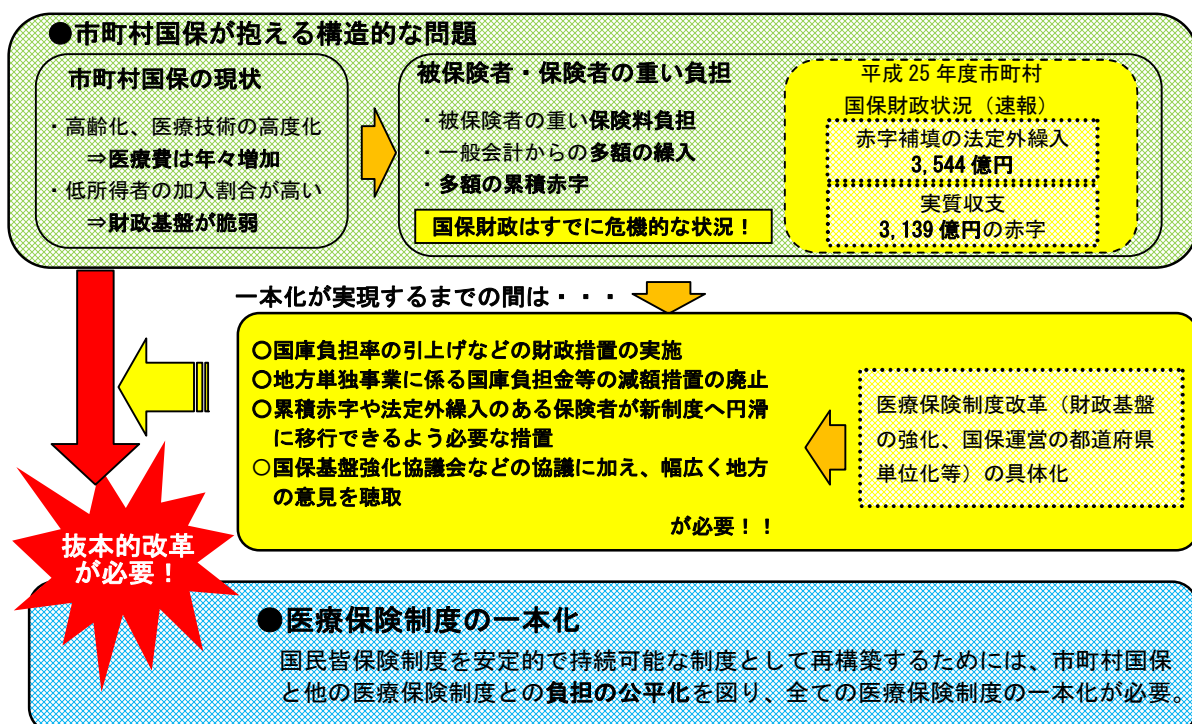
また、今般の医療保険制度改革に当たっては、指定都市とも十分な協議を行った上で制度設計を行うこと。

市町村国保は、被用者保険と比較して、被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は、財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一般会計からの多額の繰入に頼らざるを得ず、その財政基盤は極めて脆弱である。また、高齢化の進展や医療技術の高度化により医療費は年々増加しており、被保険者及び保険者の負担はさらに重くなることが想定されることから、国民健康保険制度の構造的な問題の解決が急務である。

国民皆保険制度を安定的で持続可能な制度として再構築するためには、市町村国保と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、国の責任を明確にした上で、全ての医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を実現すべきである。

なお、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」などにおいて、財政支援の拡充に一定の進展が見られたが、今後も一本化が実現するまでの間は、国庫負担率の引上げなど国保の構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるとともに、地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を廃止するほか、累積赤字や法定外繰入のある保険者が、新たな制度へ円滑に移行できるよう必要な措置を講ずるべきである。

また、今般の医療保険制度改革は、国保の安定的運営等に多大な影響を及ぼすことから、地方に対し、国保基盤強化協議会を含め、全ての議論を開示するとともに、指定都市とも十分な協議を行った上で、制度設計を行うべきである。



8 県費負担教職員制度の見直しに伴う財政措置

県費負担教職員の給与などの負担、定数の決定、学級編制基準の決定等、県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されることに伴い必要となる財源について、現在道府県が提供している教育行政の水準を維持できるよう、教職員給与はもとより、移譲に係る事務関係経費を含めた所要額全額を適切かつ確実に措置すること。

平成25年11月、指定都市所在道府県と指定都市は、国の適切な地方財政措置を前提として、県費負担教職員の給与負担などの包括的な権限を指定都市へ移譲すること及び個人住民税所得割2%の税源移譲を行うことに合意した。この合意を踏まえ、関係法律の改正が第4次一括法として平成26年6月に公布されたところである。

平成29年4月に予定されている権限移譲に向けた地方財政措置の検討に当たっては、現在道府県が提供している教育行政の水準を、指定都市への権限移譲後においても維持できるよう、国は引き続き指定都市と協議の上、指定都市の財政運営に支障がない適切な方法を早急に設定すべきである。

基準財政収入額における移譲税源の算入率については、今回の税源移譲が地方公共団体間における移譲であるため、現行の道府県に対する算入率により算定すべきである。また、基準財政需要額については、小・中・特別支援学校に係る教職員の給与、共済費、今後増加が見込まれる退職手当並びに移譲により生ずる事務関係経費等に関し、地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、所要額全額を算定すべきである。

さらに、人事・給与等に関するシステム構築など、移譲に向けて発生する経費についても平成26、27年度分を含めた所要額全額を、国において適切かつ確実に措置すべきである。

給与負担をはじめとした権限移譲に伴い必要となる財源について、指定都市の財政運営に支障がないよう、所要額全額について適切かつ確実な財政措置が必要

現行の道府県・指定都市の役割

道府県	・教職員の給与などの負担 ・教職員の定数の決定 ・学級編制基準の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
指定都市	・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定 ・学級編制

権限
移譲

権限移譲後の指定都市の役割

指定都市	・教職員の給与などの負担 ・教職員の定数の決定 ・学級編制基準の決定 ・教職員の勤務条件、分限や懲戒制度の設定 ・勤務成績評価に関する計画
	・教職員の任免、服務監督、研修 ・教職員の給与の決定 ・教職員の勤務成績の評定 ・学級編制

【移譲に伴い必要となる経費】

- ・移譲される教職員の給与関係経費(給与、手当等)
- ・人事・給与等に関するシステム構築費
- ・移譲の準備に必要な経費(道府県や関係機関との協議、組合交渉、条例・規則の整備等)
- ・移譲される新たな事務を行うための経費(国庫負担金申請、給与支給等)

適切かつ確実な財政措置が必要

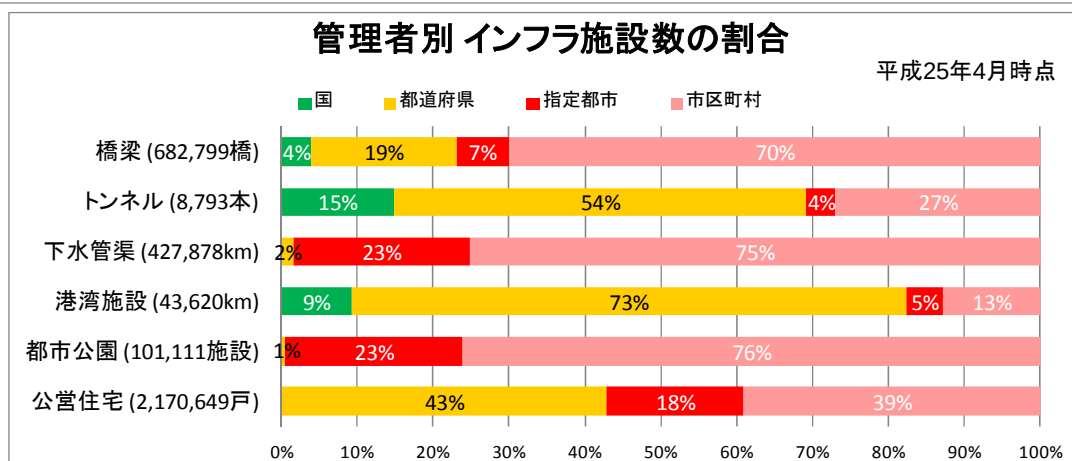
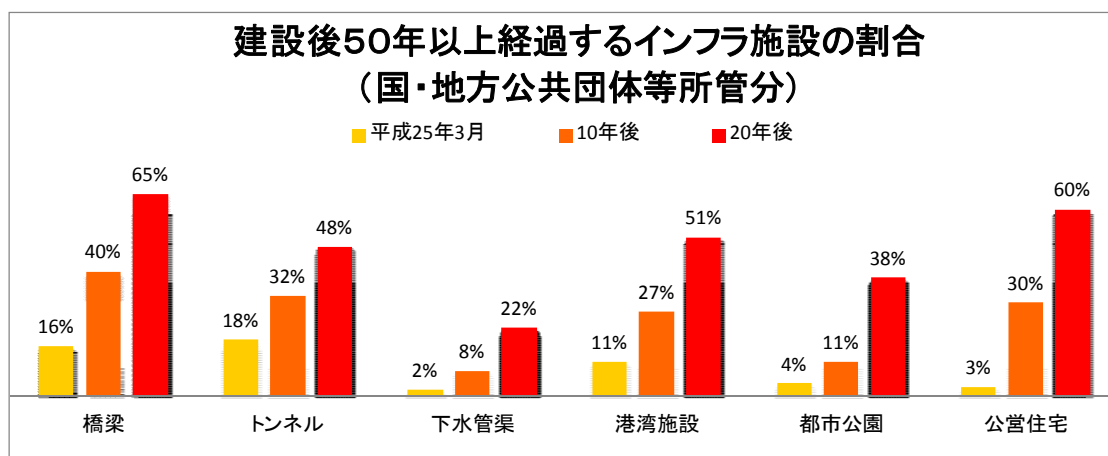
学校の設置管理者である指定都市が、地域の特性や保護者などの地域住民の意向を反映し、市民ニーズに応じた教育を、より主体的に市民に提供することが可能となる。

9 インフラ施設の長寿命化対策

国民の安全・安心の確保には、インフラ施設の適切な維持管理・更新等が必要不可欠である。今後、指定都市が所管するインフラ施設の多くが建設後50年以上を経過することとなるため、インフラ施設の計画的な維持管理・更新等に必要となる財源を十分に確保するとともに、新技術などによるコスト低減手法の開発・支援に努めること。

指定都市が所管しているインフラ施設は、道路、河川、上下水道、港湾、公園、住宅等多岐に渡り、高度経済成長期に大量に建設されている。今後これらの多くが建設後50年以上を経過することとなり、経年による施設の老朽化が顕著になっていくことが予想され、適切な維持管理を行わなければ、重大な事故の発生や施設の利用制限等により、国民生活に多大な影響を及ぼすこととなる。

また、国土交通省社会資本整備審議会及び交通政策審議会の「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」（平成25年12月）では、国・地方公共団体等が管理するインフラ施設について、現在の維持管理手法を続けると、維持管理・更新費の見通しは平成25年度の約3.6兆円から10年後は約4.3～5.1兆円程度になると推定されている。このため、増加していく費用の縮減に向け、指定都市としては個別施設の長寿命化計画を策定し、トータルコストの縮減や予算の平準化を行っていくが、国においては、確実に維持管理・更新を行うために必要な財源を十分に確保するとともに、コスト低減手法に関する新技術などの開発・支援に努めるべきである。



出典：国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）

10 生活保護制度の更なる適正化

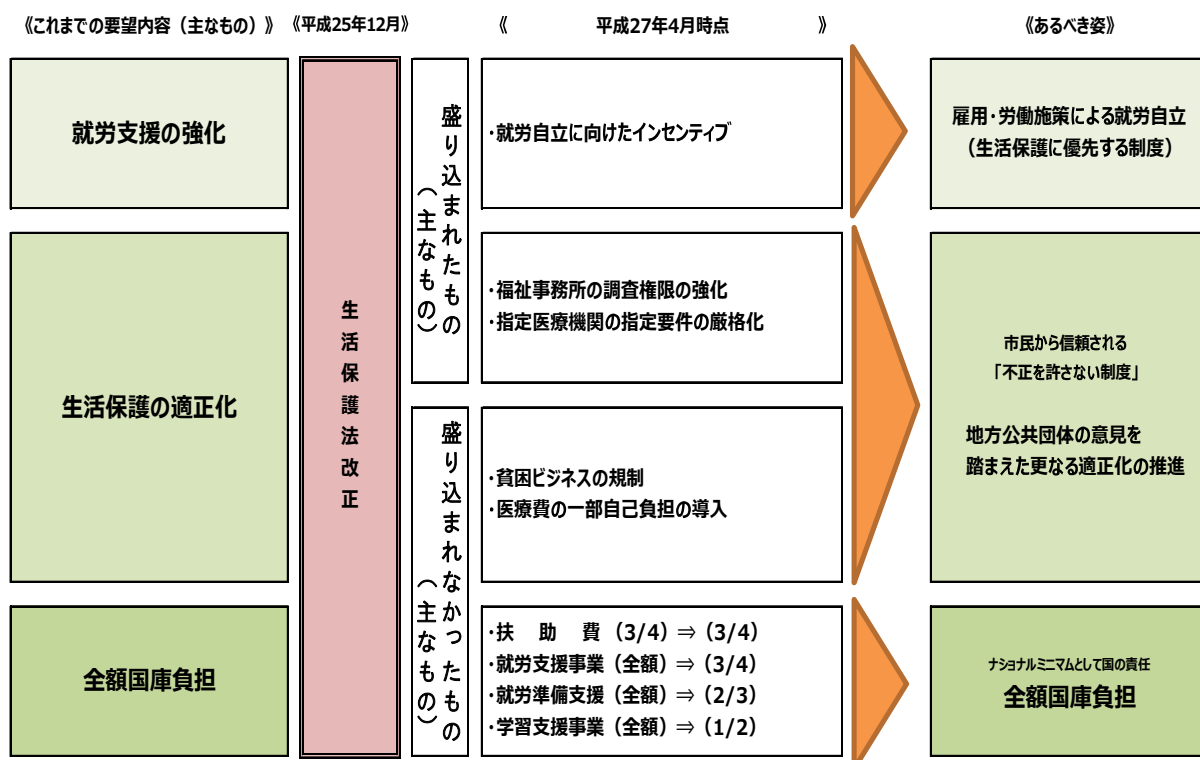
生活保護制度の更なる適正化を推進するため、改正生活保護法では盛り込まれなかった生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担等の必要な措置を、地方公共団体の意見を十分聴きながら国の責任において講ずること。

また、地方が実施する適正化に向けた取組にかかる経費は、全額国において措置すること。

平成25年12月に成立した生活保護法の一部を改正する法律については、就労インセンティブや不正受給対策の強化等に関して、これまで地方公共団体が提案してきた内容が一部盛り込まれるなど、一定の評価ができるものである。

しかし、改正生活保護法には、生活保護費の全額国庫負担、貧困ビジネスの規制、最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担の導入等、これまで行ってきた提案が十分に反映されているとは言えない。生活保護制度の更なる適正化を推進するため、引き続き地方公共団体の意見を十分聴きながら、国の責任において必要な措置を講ずるべきである。

また、これまで地方が実施してきた生活保護制度の適正化に向けた取組については、従来の全額国庫補助から補助率が削減されたことにより、新たな地方負担が生じ大きな負担となっているため、これまでの実効性のある取組が持続できるよう、全額国において措置すべきである。



11 介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑かつ安定的に運営できるよう、地方公共団体の意見を十分反映し、制度の改正などを行うこと。

介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、全ての地方公共団体が円滑に移行できるよう柔軟な支援を行うとともに、総合事業の創設に伴い見直しがされた包括的支援事業や任意事業も含め地域の実情に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう必要な財政措置を講ずること。

また、給付費の増大に伴い保険料が上昇しており、低所得者を中心に保険料や利用料の負担が過重なものとなっていることから、更なる軽減措置を実施すること。

さらに、介護従事者の人材確保に結びつくよう引き続き必要な対策を講ずること。

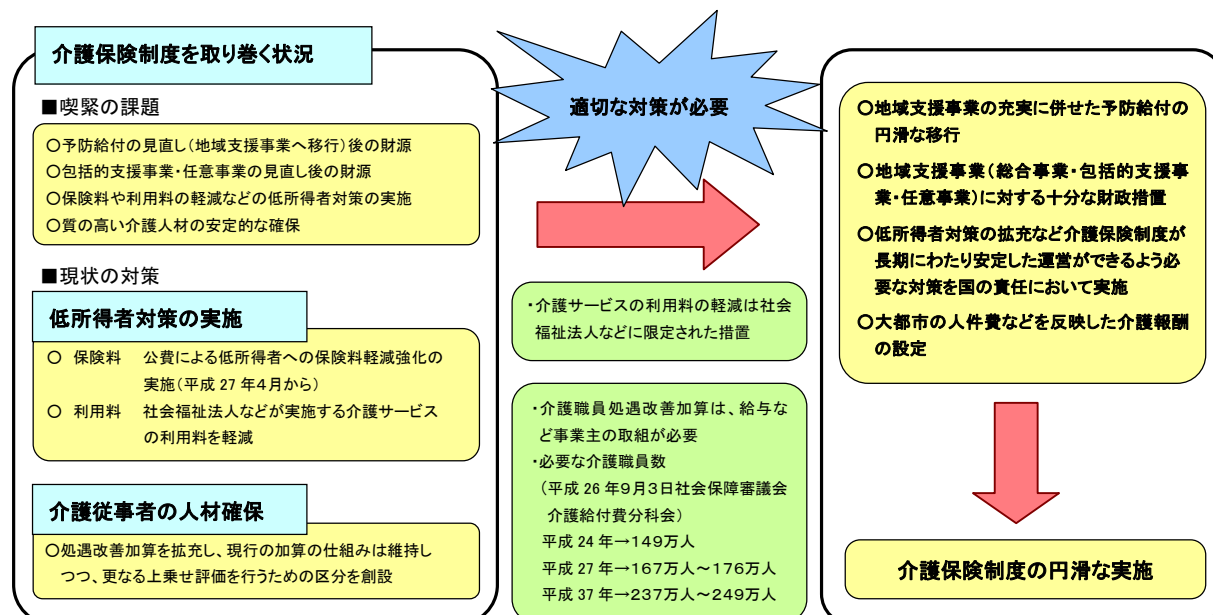
今後の高齢化の進展を見据え、介護保険制度が円滑かつ長期にわたり安定した運営ができる制度となるよう、地方公共団体の意見を十分に反映し、制度の改正などを行うべきである。

介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、平成27年4月に移行した地方公共団体はわずかであり、全ての地方公共団体が円滑に移行できるよう支援を行うとともに、急速に高齢化が進行するとされる都市部では、上限枠を超えることも想定されるため、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを提供できるよう必要な財政措置を講ずるべきである。

あわせて、総合事業の創設に伴い包括的支援事業や任意事業についても見直しがされたが、これまで地方公共団体が地域の実情に応じて取り組んできた事業が実施できるよう、柔軟かつ十分な財政措置を講ずるべきである。

また、平成27年度より公費による低所得者への保険料軽減強化が実施されているが、現行制度における保険料や利用料の軽減では、低所得者の負担軽減対策としては十分とはいえないため、国の責任において更なる負担軽減策を実施すべきである。

さらに、介護人材の確保については、都市部では介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい状況であるため、処遇改善につながるよう、都市部の人件費を反映した更なる介護報酬の見直しなどを図るべきである。



12 正規雇用及び長期的な雇用につながる雇用施策の推進

持続的な地域の発展のため、正規雇用や長期的な雇用につながる雇用施策を実施するための安定的な財源としての制度を確立し、所要額を確保すること。

なお、制度の検討に当たっては、指定都市との協議の場を設け、意見を十分反映するとともに、制度開始前には地方公共団体の準備期間を確保すること。

これまでの緊急雇用創出事業などは、雇用の拡大や人づくり等に一定の成果をあげてきたが、平成26年度をもって、原則として終了した。

しかし、非正規雇用者数は依然として増加傾向にある。非正規雇用者の雇用の不安定さや処遇の低さが、正規雇用者に比べて家族形成やキャリア形成を困難にし、未婚化・少子化に拍車をかけ、地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

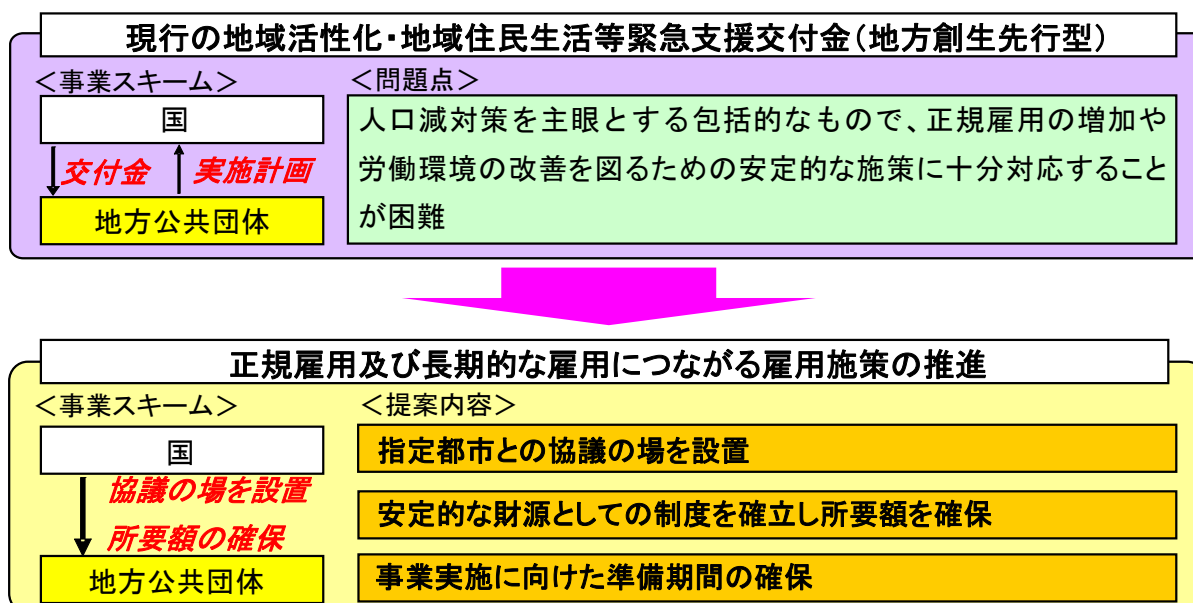
日本全体で人口減少社会に立ち向かい、持続的な地域の発展を実現するためには、地域に安定的な雇用の場を創出し、個人消費の増加による経済の好循環を生み出すことを通じて、経済・雇用基盤を改善していくことが何よりも重要である。

雇用施策については、平成26年度補正において「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」が創設されたが、U I J ターン助成金や創業支援、観光振興等を含めた人口減対策を主眼とする包括的なものであることから、正規雇用の増加や労働環境の改善を図るための安定的な施策に十分対応することが困難である。

このため、地域を活性化させ、地方創生を計画的に実現するには正規雇用や長期的な雇用につながる雇用施策を実施するための安定的な財源としての制度を確立し、所要額を確保すべきである。

また、交付金制度については、地域の実情に即した柔軟な運用ができるよう、事業を実施する地方公共団体への直接交付や年度当初からの事業開始を可能にする等、弾力的に運用可能なスキームとする必要がある。

なお、制度の検討に当たっては、指定都市との協議の場を設け、意見を十分反映するとともに、制度開始前には地方公共団体の準備期間を確保すべきである。



13 生活困窮者自立支援制度の円滑な実施

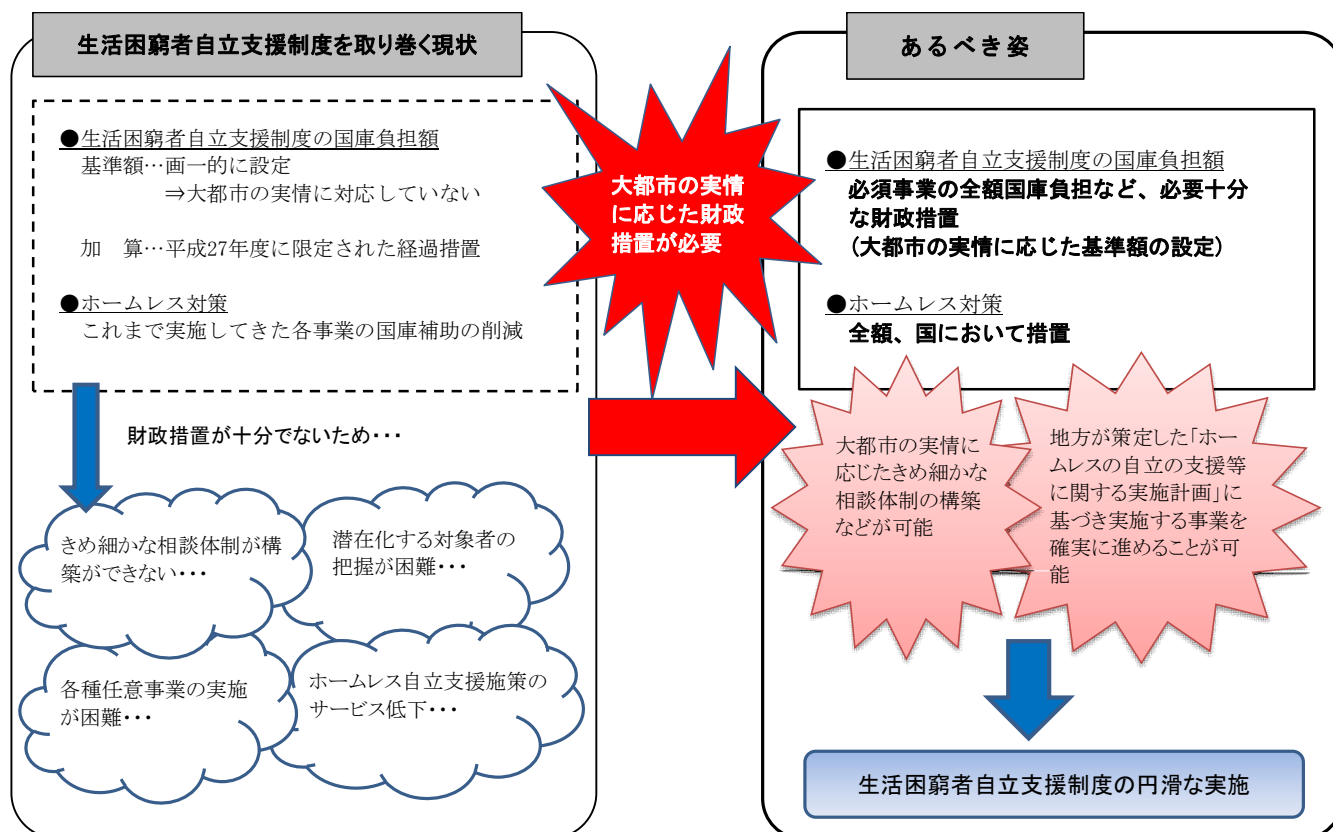
生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や各種任意事業、ホームレス自立支援施策及び簡易宿泊所密集地域に対する施策について、各地方公共団体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう十分な財政措置を講ずること。

生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や各種任意事業の国庫負担額は画一的に算出されているため、大都市の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業を実施するには不十分なものとなっている。

本制度は、地域コミュニティの希薄化が著しい大都市にこそ、きめ細やかな支援が必要であり、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する寄り添い型支援を行うため、地方公共団体が必須事業として実施する自立相談支援事業の全額国庫負担など、国の責任において必要十分な財政措置を講ずるべきである。

また、ホームレスの自立支援などの施策については、これまで実施してきたホームレス総合相談推進事業、ホームレス自立支援事業等が、生活困窮者自立支援法に基づく事業として位置付けられ、国庫補助率が削減されたため、ホームレス支援施策を積極的に展開してきた地方公共団体にとって、大きな負担が生じている。

ホームレス対策については、一地方公共団体の負担において対応すべきものではなく、地方が策定した「ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づき実施する事業を確実に進めるための経費については、全額、国において措置すべきである。



14 訪日旅行やMICE誘致推進のための受入環境整備の推進

訪日旅行やMICEの誘致による経済効果の拡大を図るため、指定都市が有する地域特性に即した訪日外国人受入の環境整備や、MICE誘致における外国競合都市より優位性を高める施策に対して必要な支援策を講ずること。

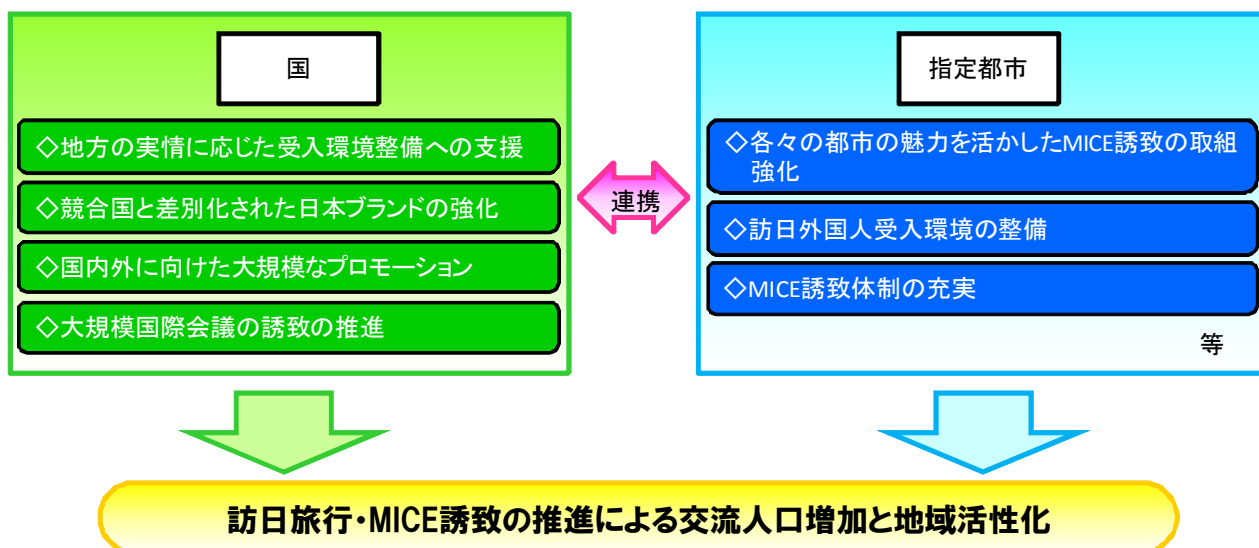
平成26年の訪日外国人旅行者数は、短期滞在査証（ビザ）発給要件の大幅緩和などにより初めて1,300万人を超えたが、国においては東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、2,000万人を目指して施策を強力に推進していくとしている。

一方、MICEにおいては国際的な誘致競争が激化し、アジアの中での開催シェアが低迷しており、誘致主体となる地方公共団体や民間企業等の誘致・開催に関する競争力を強化する取組が必要である。

これらの状況を踏まえ、国においては、標識・案内板等サインの表記方法の周知徹底や、交通事業者間の垣根を越えたシステム構築（乗換案内アプリなどの多言語化、交通系ICカードや企画乗車券の交通機関相互連携）による訪日外国人の国内周遊を促進する取組等への支援を行うとともに、都市の魅力を高める観光名所や観光資源の再整備等、指定都市が有する地域特性に即した外国人受入の環境整備について必要な支援策を講ずるべきである。

また、指定都市が行う国際会議場・展示会場の新增改築、Wi-Fi環境などの周辺も含めた整備、ユニークベニューを受け入れる施設へのインセンティブ導入等、外国競合都市より優位性を高める施策を円滑に推進できるよう、十分な予算を確保し支援すべきである。

なお、グローバルMICE都市を含む全指定都市について国が継続的な支援を行い、指定都市全体の底上げを行うことが必要である。



注 MICE・・・企業などの会議(Meeting)、企業などの行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel) 国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

ユニークベニュー・・・歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場のこと。

15 予防接種制度の充実と財源措置

おたふくかぜ及びB型肝炎の2ワクチンについて、安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化し、その際には、ワクチンの十分な供給を確保するなど円滑な導入に向けて万全を期すこと。

あわせて、定期接種については、国の責任において、必要とする国民全てが等しく接種できるよう全額国庫負担とすること。

また、多種の混合ワクチンの導入や開発等により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担軽減を図ること。

厚生労働省厚生科学審議会の予防接種部会において、定期接種化が提言された7ワクチンのうち、おたふくかぜは技術的課題などの整理がなされておらず、B型肝炎は技術的な検討課題につき整理がなされたものの、具体的な定期接種化の時期などは明示されていない。疾病の発生・まん延防止及び国民の健康維持の観点から、安全性を十分に検討した上で、早期に定期接種化すべきである。その際には、課題とされたワクチンの供給体制を確保することなど、円滑な導入に向けて万全を期すべきである。

あわせて、定期接種に係る経費については、平成25年度から地方交付税措置の拡充がなされたところであるが、地方公共団体間で格差が生じないよう、国の責任において必要とする国民全てが等しく接種できるよう、全額国庫負担とすべきである。

また、定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数の増加や接種間隔の複雑多様化により、予防接種を受ける子どもや保護者の通院等にかかる負担が大きくなっていることから、多種の混合ワクチンの導入の検討や開発の促進等により負担軽減を図るべきである。

